



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
11月24日(金)  
第458号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 865
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 865
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 866
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 866
- 予定保安林..... 867
- 道路の区域の変更..... 868
- 道路の供用開始..... 868
- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定..... 869

### 公告

- 大規模小売店舗の変更の届出..... 869
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 870
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 870

### 正誤

- 令和5(2023)年第421号中 ..... 870

## 告示

### 栃木県告示第426号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和5(2023)年度分の補助金等から適用する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部保健福祉課の款に次のように加える。

児童福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた児童福祉施設等の復旧を支援することにより、児童福祉施設等の入所者等の福祉を図る。	社会福祉法人、学校法人、市町村その他知事が適当と認める者(以下この項において「社会福祉法人等」という。)が児童福祉施設等災害復旧費補助金交付要領(令和5年11月14日付け保福第597号保健福祉部長通知)に基づき行う児童福祉施設等の災害復旧事業のうち知事が別に定めるものに要する経費	知事が別に定める額	社会福祉法人等
-----------------	--	--	-----------	---------

(保健福祉課)

### 栃木県告示第427号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971301825	株式会社デル・コラソン 代表取締役 佐々木 耕一	ヘルパーステー ション ナスパ	那須塩原市前弥六 51番地1	令和5 (2023)年 11月1日	訪問介護
0960490159	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	訪問看護ステー ションかえで田沼	佐野市山越町238- 1	令和5 (2023)年 11月1日	訪問看護
0961390069	医療法人社団新萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ションおりーぶ	那須塩原市野間 453番地14	令和5 (2023)年 11月1日	訪問看護
0970402632	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなろ田沼	佐野市山越町238- 1	令和5 (2023)年 11月1日	特定施設入 居者生活介 護

## 栃木県告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年11月24日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0961390069	医療法人社団新萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ションおりーぶ	那須塩原市野間 453番地14	令和5 (2023)年 11月1日	介護予防訪 問看護
0970402632	株式会社アクティ群馬 代表取締役 澤田 浩和	あすなろ田沼	佐野市山越町238- 1	令和5 (2023)年 11月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護

(高齢対策課)

## 栃木県告示第429号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年11月24日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の 年月日	特定行為 の種類別
	氏名 又は名称	住所又は 主たる事務所 の所在地	名称	所在地		
092700014	株式会社HOPE	小山市雨ヶ谷	ケアサポート	小山市雨ヶ谷	令和5	口腔内の喀

		141-1	ほーぷ	141-1	(2023)年 11月13日	痰吸引 鼻腔内の喀 痰吸引 気管カ ニューレ内 部の喀痰吸 引 胃ろう又は 腸ろうによ る経管栄養 経鼻経管栄 養
--	--	-------	-----	-------	-------------------	--

(障害福祉課)

栃木県告示第430号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字北高岡字桜木1541-1、1541-3、561-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桜木561-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字寄居字榎ノ木下2237-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎ノ木下2237-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市片田字根岸1673(次の図に示す部分に限る。)、1674

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字根岸1673・1674(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年11月24日から同年12月25日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木粕尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
32	前	栃木市吹上町字台ノ上873-1から 栃木市吹上町字台ノ上867-1まで	23.5～23.5	52.7	
	後	栃木市吹上町字台ノ上873-1から 栃木市吹上町字台ノ上867-1まで	23.5～23.5	52.7	

栃木県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年11月24日から同年12月25日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町和見字高平1477-2から 那須郡那珂川町和見字泉田1092-1まで	令和5(2023)年 11月24日
32	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市吹上町字台ノ上873-1から 栃木市吹上町字台ノ上867-1まで	令和5(2023)年 11月24日

(道路保全課)

## 栃木県告示第433号

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5(2023)年11月16日	仁平 和哉	鹿沼市幸町1-6-26 ファミリーマート鹿沼幸町店

(会計局会計管理課)

## 公 告

## ○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和6(2024)年3月25日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5(2023)年11月24日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
かましん市貝店  
芳賀郡市貝町上根1462番地1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社美崙  
芳賀郡茂木町大字茂木5番地
- 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3か所 位置は図面のとおりに	2か所 位置は図面のとおりに	令和5(2023)年11月15日

- 届出年月日  
令和5(2023)年11月14日
- 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和5（2023）年11月10日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（イーストタウン瑞穂野地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5（2023）年11月24日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5（2023）年11月24日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏 名 又 は 名 称
令和5（2023）年 11月10日	宇都宮市駅前通り1-3-1 ファミリーマート宇都宮駅 西口店	(新規)	(株)ファミリーマート

(会計局会計管理課)

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
令和5 (2023)年 第421号	587	13	1058・1077-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）	1058、1077-1
			1078（次の図に示す部分に限る。）	1078
		24	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類	「次のとおり」は、省略し、その関係書類